

互いを認め合う心を育む教育

～ 一人一人の子どもを大切に、自立の基礎を培う特別支援教育 ～

I はじめに

小・中学校等に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して特別支援教育を行うこととなり、以来7年が経過した。その間に文部科学省からも、小・中学校の通常学級に在籍している児童生徒のうち、学習や生活面で特別な支援が必要な児童生徒が、約6%の割合で存在しているとの調査結果が示され、学校現場では、これらの児童生徒に対する適切な対応をも含めて、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の推進に向けた努力が続けられている。

一方で、平成24年7月に中教審初等中等教育分科会から、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が公表された。これに伴い文部科学省は、就学手続き等の趣旨及び内容について市町村教育委員会・学校・保護者が十分に理解するとともに、円滑に障害のある子どもへの教育支援がなされるよう、今までの「就学指導資料」を改め、新たに「教育支援資料」を公表した。まさに、障害のある児童生徒とその保護者、そして教育委員会や学校等の関係機関を取り巻く環境は、共生社会の形成に向けた大きな変化の中にある。

このような中で、特別支援教育に対する教職員の意識改革はどのようになされているか、また特別支援教育の理念を堅持した新しい制度はどの程度進められているか、個々の児童生徒の教育的ニーズに応えるものとなっているかなど、小学校の特別支援教育を取り巻く現状と課題を把握することにした。そしてその結果の考察を通して、各小学校における特別支援教育推進のための校長の役割や指導の在り方を探ることをねらいとして、今年度より2年計画で研究を進めることにした。

II 研究の概要

1 本年度(1年次)研究のねらい

各小学校の特別支援教育の現状と課題を把握するため、実態調査を行う。また、特別支援教育に関する実践例を学び合い、情報を共有するとともに、課題に対して校長としてどう関わるかを探る。

2 本年度研究の内容

(1) 実態・意識調査の分析・考察より

「理念や考えの浸透」と「指導・支援の充実(個別の支援・指導計画の作成・実施・評価を含めて)」については、おおむねよくできているが、「地域の教育資源の活用・地域の支援システムの構築」、「保育所・幼稚園・小中学校及び保護者との連携と一貫した指導・支援の充実」「障害のある個への支援のみならず、障害のない児童生徒集団の質的向上に向けた心のバリアフリーを育むための指導・支援の充実」等に特に課題があることが明らかになった。

(2) グループ討議等で明らかにされた経営上の課題

ア 特別支援学級担任と通常学級担任との連携・交流授業への関わり方

- イ コーディネーターを育てる必要性，校長をも含めた教員の専門性の向上
 - * 指導内容，方法に関する研修の充実
- ウ 支援体制の充実，さらなる人的支援・支援スタッフの増員
 - * 発達障害の児童に対する指導の困難さ
 - * 特別支援学級担当が免許を持っていない現状
 - * 指導補助員，特別支援教育支援員，介助員，学生支援員等のさらなる配置
 - * 専任のコーディネーターの配置，教職員の定数改善 等
- エ 発達障害の疑いのある児童への対応
 - * 通常学級にも支援を必要とする児童が多くなり，学級担任が苦慮している場面が多いこと。
 - * グレーゾーンの児童の増加と共に，通常児童への影響が大きくなっていること。
 - * 発達障害の疑いのある児童の在籍に関した指導上の困難に対する教育的支援のあり方
 - * 担任以外の支援者の必要性，指導の時間の工夫，対応策 等
- オ 特別支援教育がこれからどんな方向に進んでいくのかをしっかりと把握すること。
 - * 特にインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育推進に、教職員が意識を切り替えていくこと。

Ⅲ まとめと課題

理念や考えの浸透は，表面的にはできていても現実の様々な場面では非常に難しい。研修によって教員が力をつけていかないとどうにもならない現状がある。学校教育目標の実現に向けて特別支援教育に関する組織体制をしっかりとつくるのが大切である。

各学校現場では，ケース検討会議を的確に行い，教職員が互いに学びあう OJT の場とすることにより，研修を深め力量形成を図っていくことが非常に重要である。校長が本気になれば特別支援教育は進んでいく。本気にならなければだめである。

本年度は1年次研究として，特別支援教育に関わる基本的な内容について，実態・意識調査をもとに研究を行った。

特別支援教育が一人一人の子どもを大切にすることの再認識の上で，特別支援教育推進のための体制整備や教職員の指導力・意識の向上を図るための校長としての役割と指導の在り方について，さらに来年度は研究を深めていく所存である。

インクルーシブ教育システム構築の視点からは，今後，単に発達障害の児童だけではなく，様々な障害のある児童が在籍する可能性があることをも念頭におき，研究する必要がある。

また，平成 28 年度からは，「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され，「合理的配慮」の提供が具体的な法的義務となってくる。これらの課題解決に向けて，校長として教員の意識の変革を的確に進めて，力量形成を図って行く必要がある。

(部長 小林 富一郎)